

平成19年度第1回芦屋市社会福祉審議会会議録

日 時	平成19年5月29日(火)午後3時～午後5時		
会 場	北館4階 教育委員会室		
出席者	出席者	会長 白石 大介 委員 小笠原慶彰, 多田梢, 木野下章, 瀬々倉利一 中村厚子, 岡本威	
	欠席者	委員 都村尚子, 長野良三, 亀山昌也	
	事務局	保健福祉部長 浅原友美, 保健福祉部次長(地域福祉担当) 浅田太枝子, 保健福祉部障害福祉課長 米田ヒロ子, 保健福祉 部障害福祉課課長補佐 阪元靖司, 保健福祉部地域福祉課主査 加藤利雄	
会議の公表	公 開	非公開	部分公開
傍聴者数	なし		

1 議 題

芦屋市障害福祉計画について

2 内 容

(事務局)

- = 開会 =
- = 会長あいさつ =
- = 事務局紹介 =
- = 資料の確認 =

(事務局) どうもありがとうございました。続きまして、議事の進行について白石会長にお願いいたします。

(会 長) では、お手元の次第に従って「芦屋市障害福祉計画」について事務局の説明をお願いします。

(事務局) ご審議いただきます計画は、「芦屋市障害福祉計画」です。

今回の障害福祉計画の位置付けですが、自立支援法の抜粋を配らしていただいております。この第88条に基づき策定しようとするものです。

第1項で「市町は基本指針に即して…」ということで、計画を定めるとなっています。基本指針は国が既に作っております。

第2項第1号で年度ごとの必要な量、第2号でそれに対する見込み量の確保のための方策。第3号で市町村の事業という分野に分けられました。地域生活支援事業については第4号でその他ということです。国の指針の中では、もう少し詳

しく柱が出ています。この計画と他の計画との位置付けですが、第4項で「市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する障害者計画、地域福祉計画と調和が保たれたものでないといけない」とあります。

障害者基本法は、障がい福祉の中の憲法のようなもので、それに基づく「芦屋市障害者福祉計画」は、「芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画」です。

平成16年から、平成元年に第1次を策定し、5年ごとで、平成20年度までが、「芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画」として、芦屋市の障がい福祉の基本計画でございます。今日、ご論議いただきますのは、これを前提にして、策定しようとするものです。

この概念的なものは事前にお配りしています資料1ページの第1章「計画の策定に当たって」というところで、一番下の網掛けの障害者基本法、「芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画」がバックにあって、今回の計画は、障害者自立支援法に基づく行動計画、あるいは実施計画的な計画の位置付けとなっております。計画の策定については、市民の方を中心に策定委員会を構成して、原案を作っていたいただき、行政でも内部で論議し、ほぼこの内容で市としてお諮りするものです。

策定に当たりましては、芦屋市障害福祉計画策定委員会の委員の皆様にも、ご尽力いただき、2月～3月に3回にわたりまして委員会を開催いたしました。委員会は、委員長が、宮崎先生で、神戸学院大学のリハビリテーションで実践されておられます。医師会、当事者の障がい4団体、各種団体、事業者、公募市民等の13名で構成しています。

具体的な計画の中身についてですが、第1章、第2章で基本的な考え方、第3章で芦屋市における状況、第4章で法体系でのサービスの背景、第5章で目標値、これは国の指針で平成23年度の目標として設定しました。第6章は、実際に係るサービスの見込み量とその方策。介護保険の事業計画で作ったもの、その手法で、これだけの量の利用があるであろうということです。

1ページは計画の位置付け、2ページで計画の期間として、18年度から20年度までの3年間を第1期としております。今回のこの計画は、第1期で20年度中にもう一度策定をして、後期3か年という計画です。

23年度以降は、今のところ未定です。

自立支援法が18年度からスタートして、18年度の計画を18年度中につくるといって、やや変則的な位置付けで国のほうから指定されております。県から具体的な数値の立て方が来たのは今年の12月で、非常にあわただしいスケジュールの中での策定ということです。

策定にあたり、今年の8月に当事者の方にアンケート調査を50項目ぐらいしました。

具体的な基本項目ですが、3、4ページの「計画の基本的な考え方」として、3項目の基本理念と5項目の基本目標です。

3ページの で自己決定自己選択、 で三障がいの一元化 で地域移行と就労支援、この3項目は国が考え方を示してきています。芦屋市独自で、策定委員会でも論議し挿入したのが、3ページの「1 計画の基本理念」の初めの4行です。芦屋市の独自の「知性と気品に…」というところです。 の地域生活移行の一行目の「啓発・広報の推進…」は精神障がいの関係の方から策定委員会の中

で、芦屋市で啓発広報を中心にしようのご意見がでました。ご本人の表現です。4ページが国に基づく基本目標です。の地域生活支援事業というのは、少し分厚くして設定したものです。内容は国の指針の中にも示しています。5ページからは芦屋市における障がいのある方の数値等です。6ページが身体障害者手帳をお持ちの方で、二段書きで障がい者、障がい児となっています。芦屋市では約2,500名の方が、身障手帳をお持ちです。8ページは療育手帳、これは、知的障がいの方で約300名。市内の知的障がいの方です。9ページは精神に障がいがある方で約200名です。(身体障がいの方)2,500名,(知的障がいの方)300名,(精神障がいの方)200名で合わせて約3,000名。人口9万人で、3,000名。全国よりちょっと低いですが、だいたい平均です。3%強が芦屋市における障がいのある方です。10ページは、今回から導入された障がい程度区分。介護保険にならい、区分1~6です。介護保険での要支援が1,要介護1が区分2。6が最重度。大体ゾーンとしては、真ん中あたりが中心です。際立った特徴は、精神が圧倒的に1の軽度。程度区分の基準というのも論議になりました。介護保険をほぼ使っているので身体的な介護の必要性となれば当然低くなります。10月から本格実施ですので、半年かけて認定をした昨年秋のデータです。11ページ以降は具体的なサービスの利用状況。16ページは今回の自立支援の中で、課題になっている、小規模作業所がどうなるのかということ。今回は、一定の基準を設けてそれに適合した事業所を想定した法体系になっているので、小規模な認可作業所がどうなるか。これが大きな問題です。現在、芦屋市内では、既に18年度に新体系に移行された作業所もあります。現段階では4箇所です。17,18ページは自立支援法の仕組みです。これは省略します。

18ページでは問題になった利用者負担。一割負担ですが、表にありますように、一ヶ月の利用限度額は所得に応じて設定されております。4月からは国のほうで予算を、制度は維持しながら一定の所得以下の方には押しなべて限度額を1/4に圧縮。一般世帯の方でも9千円強ということになります。一定の預貯金二人でしたら1千万円、市民税の所得割10万円以内であれば、1/4ということになります。

20ページからは数値です。目標値は3項目。国県の考え方も併せて整理させていただきたい。今回、目標値として設定する項目として、国が3項目をあげています。施設から地域へ移行 精神障がい入院されている方を退院していただいて地域へ移行 就労支援 施設に居られる方が事業所の中の作業でなく特に一般就労へ移行。この3項目で国が数値を出してきて、県も出しているものを、一部市の方で加工させていただいています。20ページの施設から地域への移行ですが、今入所している方の、一割以上の方を地域に移行していくという事で、大きな課題です。目標年度として23年度、23年度中、23年度末という考え方になります。平成17年10月1日時点の入所者の7%以上の人を減らすというものです。同じものが、国、県から出ています。今入所している人を一割、できるだけ地域に戻していただき、しかしながら、今後何らかの理由で施設に入らざるを得ない方もいらっしゃいますから、差し引き7%ということ。一挙に施設の解体ではございません。芦屋市に数値を当てはめたのがこの表で、89人をベースにしながら、10%が9人、削減数として、結果が7件というこ

とになります。89人のうちの9人の方が地域へ戻る。逆算すると2人です。の入院中の精神障がい者の地域生活への移行は、算定が難しかったのですが、精神に障がいがある方で治療が終わっても退院できない方がいます。国は24年度までに減少させるという目標があります。市では、芦屋の方が何人入院されているか分かりません。県が把握している数値を基に推計を出します。県に受け入れ態勢があれば、戻れる方が2,300人となります。そこから兵庫県的人口と芦屋の人口を単純に按分して、対象者を出すということです。芦屋市民の方で、精神の病気で入院されて、治っていても帰れない人が38人。その方たちを全てというのは、無理ですから、県は8割強と数字を出しましたが、阪神間で調整をして、75%ということで、28人に戻っていただくということです。これは、機械的なことです。その結果21ページの上の表で38人です。23年度中に24年度にいくときにとということです。最後の の就労への移行は、現在の状態の4倍を目標としています。芦屋市では年間、一般就労に移行される方は2人。4倍で年間8人です。23年度の目標としています。

第6章からは現実にサービスを受けられる方の大体の予測です。

22ページの障がい福祉サービスは、介護給付、訓練等給付等、国と県が義務的に費用を負担します。ご本人は一割です。地域生活支援事業は市町村の裁量で行えますが、費用については、国県は義務的には出さないというものです。障がい福祉サービスは大きく4項目です。「訪問系サービス」で代表的なものがホームヘルプです。表は居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の4項目で、1ヶ月に使われる総時間数です。目標の立て方は23年度を明示しながら3年間は年度ごとに、という立て方にしています。単純に市の伸び「1.119」という数字で伸ばしておりますが、18年度に2,198時間/月。19年度1,677時間/月...と落ちたのは、特に移動介護で、外出されるとき付き添いの介護です。ここは市の独自のやり方をさせていただき、後の地域生活支援事業、市の独自事業の方に回しました。昨年秋に本格実施になった時に、ここを回した関係で、18年度は半分この分が入っており、低くなっております。一割負担ということで、国から報酬額が示されてきました。今までに比べて非常にきついということで、従来の単価でということで市の独自事業としました。市内には、訪問介護などできる事業者が今の段階で見当たりません。20年度からさせていただきということと、従来20名以上の方ですが、外出のときの移動介護の方は、市独自の事業として従来どおりの基本単価の中で、一割負担はいただくということで、ここから抜いていることが、市の特徴のひとつです。

23ページの「日中活動系サービス」ですが、施設は今後、泊まりだけという考え方で、施設の方も昼間は活動するという、また、家の方も出かけていくということで、従来のデイサービスがなくなり、デイサービスの対象の方は、日中活動系サービスの生活介護になります。生活介護の表の単位「人日」は、1ヶ月の人数×日数ということでこのような書き方(人日)になります。市内の事業所が今後どうされるかなど何項目かお聴きしながら算定して、18年度の120人日(6人×20日、1月に6人の方が1月に20日)、19年度660人日(30人×22日)です。19年度から身体を中心に、旧みどり学級が4月から福祉事業として、生活介護を市が行っている事業ですが、それを反映し、20年度以降

は現在移行されていないところの動向を含めて計算しています。24ページは就労関係で、就労等支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、一般企業の雇用です。18年度から就労継続支援B型ということで1箇所、旧作業所ですが、春日町にあるみどり福祉会に移っていただきました。20年度には、市が土地をお貸しして、なかよし福祉会が春日町で事業を展開するということで、地元説明会も無事に終わって、秋から建設に入っていきます。25ページの「児童デイサービス」は芦屋市の事業です。就学前の療育をやっている、楠町の「すくすく学級」を掲載しています。「短期入所（ショートステイ）」は全て民間サービスで5%の伸びをしています。主に市内では三田谷治療教育院の3施設、西宮の施設にお願いしており、全て民間でやっていただいています。26ページは「居住系サービス」従来の施設です。5年間で移行する予定ですので、ほとんどの事業所が旧体系のままです。27ページ以降はもうひとつの柱で、「地域生活支援事業」です。28ページの表中「障害者相談支援事業」は、18年度に1箇所。これは、精神障がいの方を中心に呉川町で行っているメンタルサポートセンターというNPO法人で、当事者の家族の方が立ち上げてNPO化したものです。19年度からあと2箇所増えることになっています。29ページは従来やっていた事業をここへ入れています。必須事業もあります。「コミュニケーション支援事業」は、手話通訳の派遣や市の窓口での手話ができる職員の配置などです。

30ページは日常生活用具で、補そう具と日常生活用具とボーダレスの部分がありますが、今回、国は、ストマ（人口肛門の方、蓄便、蓄尿、最近、トイレではオストメイト対応）は、補そう具でなく日常生活用具といいますが、かなりの金額で市としても2千万円前後の出費をしています。こちらは、市としては、ご本人の負担の増を考えて、特に低所得の方の負担増を勘案して、日常生活用具は、全て芦屋市は従来どおりの応能負担（所得の高い方からはたくさん、低い方からは安くという形を維持すること）としました。阪神間ではばらつきが出ましたが芦屋の特徴なのか、1割負担になるほうが安くなる人が、むしろ多いということで、これは低所得の方に視点を当てるべきと判断しました。30ページは、移動支援を地域生活支援に持ってきました。31ページの地域活動支援センターには、従来の小規模作業所が、入っていただくことが一番スムーズではないかと考えています。型、型、型とありますが、型は20名以上の職員配置も厳しく、やや規模が大きい。小さいのが型で、18年度に呉川のメンタルサポートセンターは精神の分野で10月に移行していただきました。32ページは、従来の事業です。33ページで切実なのが「日中一時支援事業、緊急一時保護者制度」です。泊まりはショートで法定給付ですが、日中預かりです。あるいは、緊急一時保護は、個人の方をお願いをして、今までは県の生活支援でした。これらについては、かなりの伸びがあり、今後伸びるであろうということです。この日中一時支援事業はショートと同じで、6箇所の方をお願いしています。33ページの生活支援事業は市の事業としての、楠町の「すくすく学級」という児童デイです。同じ建物の上は「くすのきのいえ」という知的障がいの方の、従来のデイサービスです。法定給付には規模が足りません。現在8名で、当面、市の地域生活支援事業として位置付けて運用していくということです。以上全体の基本的な方針、数値、また機会がありましたら資料を含めて、ご論議いただけたらと思います。以上説明とさせて

いただきます。

(会 長)ありがとうございました。かなり全般に渡って説明をいただきました。ご質問、ご意見を賜りたいと思います。その前に、目次と文中の「障がい」の「がい」が漢字にしたり、平かなにしたりですが、芦屋市としてはどちらに統一ですか。

(事務局)3年前に、関係団体から提起がありました。他市においても漢字を平かなにするところが出てきました。16年度は、「障害者」をやめて、「障害のある人」にしました。また、可能な限り日常用語では漢字はやめ、固有名詞や法定用語など決まった言葉は漢字で、可能な限り平かなということにしました。固有名詞は漢字、可能な範囲では平かな。障害福祉課はまだ漢字です。

(会 長)県の障害福祉施策推進協議会にかかわっていますが、論議をしながらまだ漢字です。自治体においても平かなにしつつというところもあります。ただ今のような経過があります。何かご質問はありませんか。

5ページ第3章、障がいのある方の現状ということで、身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳をもらっている方が9万人中3千人3%ということですが、厚生労働省は5%あまりという数字があります。手帳の交付者を超えているかもしれません。障がい者観の違いで、日本は、5%余りですが、オーストラリアは19%余りで、例えば、胃がんで胃を全摘した場合、身体障がい者ですが、日本では認められていません。目に見えない障がいは日本ではなかなか認め難いですが、3%はちょっと低いのではないのでしょうか。何かご質問はありませんか。

(委 員)20ページ、21ページの、国が示した値に一定の数値を当てはめたことについて策定に当たった皆さんから何かご意見が出なかったのでしょうか。目標を立てる意味は達成させるために立てるのですが、そのために施設から追い出さないといけないことになりはしないか、このような数値が出るというのは、懸念がある。

(事務局)体制としては地域でできるだけ受け入れるようにしようという意見です。特に芦屋は入院する精神科の病院がありません。芦屋市は、すべて市外に入院しています。だから、芦屋市は受け入れるという体制を作るべきだということです。施設という考え方の中で別の観点から、今の自立支援の制度そのものの財政運営を考えた時に、施設の問題や報酬等も含めて、今まで営々と事業をしてきましたが、事業者側の考えでは、もう少し手厚く考えるべきではないかということです。事業者もこれでは赤字になって立ち行かないし、報酬もかなり低い。施設というもの、日本は施設を重視してきましたが、ここに来て施設がダメというようになりました。施設を運営される方からは若干ありましたが、福祉全体の考え方の中では概ね肯定的であったと思います。ただ、数値が妥当かどうかという意見は出ました。精神の方の数が分からないので、精神の家族会の役員さんにも

入っていただき、だいたい正しいのではというご意見はいただきました。ただ、この数値を出して、これをきちっと市としてできるのかというご意見はいただきました。

(委員)一旦、就労するという事で施設から出て家庭に戻ったが、また施設に戻っていくとか、就労してもなかなかうまくいかないということが十分考えられますが、その時に、果たして受け入れるところはあるのか。芦屋で精神に障がいがある方や色々な方が就労したが、現実うまくいわず戻ってきたということはないのですか。

(事務局)地域移行は今の流れと思いますが、果たして、施設を否定していいのかとそこまで割り切れません。平成15年に宮城でコロニーを潰すという衝撃的なことがありました。施設の意味は絶対あると思います。阪神福祉事業団は知的ですが、アンケートをとられた時、入っている人は6~7割は地域に帰りたい。ご家族は6割くらい居って欲しいということでした。ご家族全体等考えたら、それを補完する意味で施設は絶対いるのかと思います。ただ、軸足は地域ということです。

(会長)言葉として出てこなかったのが、地域の受け皿です。厚生労働省は精神の場合は、退院促進事業をやっていきます。受け皿なくして退院促進事業をやっても、ある意味で無責任であって、あるいは患者さん自身が、退院に対して、当初はしたいと言っていたが、実態として仮退院をしてみると不安で、再発、再燃しかねないという実態があります。地域に戻れる人をどう戻すか。就労支援がポイントと思いますが、就労可能な限り、継続するにはジョブコーチとか、変わり得る人がいるのかどうか。就労支援、知的の方や精神の人など、かなり支援していかないと、簡単に継続しては、仮に就労の受け皿があったとしてもなかなかうまくいかないという、過去の経緯があります。その辺の就労支援体制はどうですか。

(事務局)基本計画の8ページ、「(2)就労に関する支援」で、「イ就労環境の整備」は、トライアル雇用、ジョブコーチです。その前段で、芦屋の場合、市内には企業が少ないので職安との連携です。市内の事業所とのかかわりで、どうすれば事業所にもメリットあるような条件の話ができるかと、地域福祉計画の中でもその方向を探っていこうとしています。友愛食品は、1人か2人です。結局は職安ですが、職安も、母子と生保と刑務所からの出所者の専門の方が居ますが、障がいのある人はいません。組織的な体制のところには、システムはできつつあります。結局、市内に工場などありませんので、職安に行くということなんです。

(会長)働いているのは芦屋市外かもしれないが、支援する人は芦屋に何人かいるのか。職安か保健所か分かりかねますが、市外に勤めているからといって市外の方でジョブコーチ等が支援しているとはいえません。芦屋市民として、芦屋が整備していかないとはいけません。

(委員)全体を読んだら、理想と思いますが、日常生活の中で、突然に、内部障がいや足が不自由になって車椅子になっても就労できるなど、例えば、役所に職員として障がい者雇用があるのか、また、普通の労働に少し耐えられない知的障がい者であった場合は、就労の場所は難しいし、ましてや一度入院している方を地域へ迎えるのはむづかしい。数字で書いているが、確かに代表の方々に保護者の方々は、一人でも多く地域に帰したいと切望が入っていると思いますが、プランとして作成され、追い出さないといけないようなことが起こると、何のためのプランかと思う。

(会長)アメリカは脱施設化を1963年にやりました。その時、随分、ホームレスが増えました。アメリカが約40年前に、脱施設化を精神科の病院も含めやりました。理念として推進したのは良いが、地域に受け皿が機能としてなかったがためにホームレスが増えたということです。当事者の視点に立って、厚生労働省は、医療経済の視点から地域に帰すというが、下手すると迷惑するのは当事者であったり、家族や地域であったりする。それを言うと、身も蓋もないが、そこをうまくしないと、アメリカの二の舞になる。

(委員)31ページの地域活動支援センター、23年度は今の小規模作業所は何箇所ですか。

(事務局)今残っているのが、4箇所です。

(委員)移行したあと、事業者が経営できるかどうか、バックアップがいるのか。経営のノウハウを持っておられないのに、ただ、移行しなさいといってもどうか。

(事務局)23年度以降、ここにできなかつたら、補助金もない。市としても単独では難しいので県と一緒にやるというスタンスではあります。国がしなければ、県と市でやるというスタンスですが、続くのかというのがある。ひとつ間違えると、切捨てになる。

(委員)施設に市からの補助金や助成金とかでるのですか。

(事務局)県と20年度まで続けます。県も英断してくれました

(委員)芦屋の中でまかないきれていない人達が他市へお世話になっていると思いますが、芦屋市はそこにどうしているのですか。

(事務局)人数に応じて助成しています。芦屋市に市外からこられている方もいます。経営の安定という、国が言っているのは、10人というので法人格をとりなさいと。個人経営で個人の努力でやっておられるというリスクもあります。仮

に倒れたら，そこにいる方が路頭に迷う ということになります。なかよし福祉会は法人格をとっていただきました。春日町で市の土地をお貸しして，補助金もついで，20年度に移行しようとしています。

(委員) 18ページで，障がい者の低所得者の表があるが，障がい児は別の表があります。更生医療とか，育成医療とか精神の通院医療など，今度から一割いただくことになったという表は掲げなくてもいいのですか。この基準では支払えない。生活保護になるとか，去年もめて，50万の署名もあった。4分の1の引き下げもしたと趣旨を口頭で説明受けたが，記述する必要があるのではないかと思います。表は，19，20年それぞれ引き下げ，通所の人がデイサービスもダブルで使うなど，もっと引き下げがある。書いておく必要あるのではないのですか。

(事務局) 障がい児も同じではありませんか。施設なら，別の話になりますが。

(委員) 児の場合は違うと思うのですが...

(事務局) 今回の計画は，医療は枠外という考え方をさせていただいています。自立支援給付中にこういうのがありますとあげていますが，医療が論議になったのは事実ですが，この計画に加えるのはどうか。19年度からの問題はひとつ工夫します。市も独自にやっています。一元管理という，国の考え方は，「介護給付」「訓練」「地域生活支援」で，3つ使ったら37,200円×3という考え方です。それぞれで限度額です。市の場合は，どれを使ってもこれで抑えようとする一元管理をやっています。国が19年度からこうしたということ具体的に分かるようにします。

(会長) その辺を明確に。

(委員) 21ページの8人は年間といわれたが...年間ですか。読んだ時，感じが分かりにくかった。

(事務局) 年間2人で4倍です。

(委員) 25ページのサービスの見込み量のところで，「近年の利用者の伸びを勘案して...」とあるが，18年から19年は伸びているが，19年以降23年まで伸びていないが，「勘案して」というのは数値と連携していないのではないか。検討の余地があれば工夫を。不自然に思う。

(事務局) 表現を考えます。「状況」くらいにします。

(委員) 「勘案して」が要らないのではないか。

(委員) 26ページの「施設に入所する方に対して」とありますが、入所しておる人とこれから入る人を含めていると思いますが、する人とは今後だけにしか普通は読みとれないので、「施設に入所の方に対して」という表現のほうが、両方補足されていいのではないですか。

30ページの確認ですが、市は応能負担でいくと言われたが、できたら、一割負担ないしは応能負担いずれかとなれば無難だが応能負担でいくというと、世間は一割負担。芦屋市だけが、応能負担になっているのは工夫できないのか。低所得の人を何とかしたいと言うのは分かるが...救済の方法があればと思う。

(事務局) 阪神間は応能負担と両方ある。必ずしもどこへ行っても一割負担ではない。全国的には一割負担のほうが多いと思いますから、実態を見ながら考えるべきかと思う。

(会長) 利用者サイドからするとどうかということですね。その辺、わかりやすい表現に工夫を。

(委員) 32ページの表の下18年度は半期分の計算...と書いているが、意味がないのではないか。また、図や表が5ページからあるが、製本の時に、表現をそろえたほうが良い。整合性を。

(会長) ホームページなどで公開ですか。パブリックオピニオンはどうしますか。

(事務局) パブコメは考えていません。基本計画はしますが。実施計画、行動計画ですので、当事者にアンケートをもらっているのを考えていません。策定したら、当然、公表します。

(会長) 県も19年度に入って推進協議会をして、5月に入ってパブコメを求めている。

(事務局) 芦屋は計画の期間が20年度までですが、20年度に基本計画とセットにしてパブコメをやっていきたいと思います。阪神間でパブコメしているのは、基本計画と一緒に作り変えしているところです。芦屋と同じで、宝塚もこのようなやり方です。20年度に入ってすぐしなくてはなりません。

(委員) 18ページの表の下の「世帯の範囲」の、「ただし配偶者は除く」という取り扱いは、正しくは、障がい者と配偶者は同じ位置付けになっている。障がい者及び配偶者はどうなのか分かりやすく書いていたほうが良いのではないですか。誤解がないように。

(会長) 誤解を招かないよう、表記の仕方を検討してください。
ありがとうございました。他にありませんか。

(委員) 21ページの「国の基本方針では平成23年度中に福祉施設利用者のうち…」とありますが、何の意味が分からない。読みやすいように工夫して欲しい。

(会長) 文章を一回切れれば良いと思います。工夫してください。

(委員) 22ページのサービスの見込み量に「サービスの種類に兵庫県の考え方に基づき…」とある。また、「見込み量の算定については、17年度と18年度の伸び…」というのには、16年度から17年度の伸びなのか。17年度から18年度への伸びか、表現を的確に。

(会長)「サービスの種類は兵庫県の考え方に基づき…」ですね。伸びは平成17年度と平成18年度と比較すると、ということですか。

(委員) 兵庫県の考え方に基づき、今後のサービスの種類は…であれば良いのでは…

(事務局) 17年度中と18年度中の数値の比較ということですか。

(会長) 平成17年度と平成18年度と、比較すると時間数が伸びている…という意味ですね。

(委員) 知的障がい者、精神障がい者を特にどうかしたいという気持ちがあるのですか。全てを平均に扱っていると感じますが。

(事務局) 文面としては、3障がい一元化と言うことで、どれを重視というのではありません。発想として精神のところも、同等になるような形にできるだけ、という考え方です。

(会長) 従来、国等々の政策でも、精神の分野が一番遅れています。身体障がい者が先行し、知的障がい、精神となっています。一元化とはいえ、精神のところをどう強化していくかということですか。

(事務局) メンタルサポートセンターは、そういう発想でできました。

(委員) 3障がい一元化となりましたが、地域での偏見など様々な問題があります。それぞれの分野で支えていかなくては揃いません。揃うように願っています。

(会長) 3ページの計画の基本的な考えた方の地域の生活移行や就労支援等ですが、芦屋独自にと言われたが、啓発、広報の推進を基本として、精神障がい

の偏見，差別をなくすのにはどのようにしたらいいのか。千葉市は日本で初めての禁止条例，オーストラリアでは1993年に禁止法みたいなものを国で作りました。芦屋も具体的にしないと，啓発，広報という言葉は分かるが，具体的に，10年，20年前に比べると，敷居は少し低くなりつつあるが，手帳の申請にしても，写真をつける事については，持つ人にしたら義務化は抵抗あります。3障がいも障がい者間で格差があり，工夫が必要と思います。県でも禁止条例みたいなものを作ったらと4～5年前に言っているが，なかなかできません。芦屋ではどうですか。

(事務局) 芦屋ではその予定はありません。

(会長) 他にご意見ありませんか。

ここまで作られることは大変なことで，数値目標というのもなかなか難しいです。この基本的な線に沿ってやっていくということによろしいですか。

(委員) 26ページの「居住型サービス」ですが，芦屋に両方(グループホームとケアホーム)とも存在しているのですか。

(事務局) グループホームは2箇所。若葉町のワークホームつつじあかりと，春日町のみどり福祉作業所です。ケアホームはありません。

(会長) 18年度「15人」というのはグループホームの数ですか。ケアホームも作っていきこうということですか。

(委員) 民間に任せてこの数字を満たすだけの施設の充実をはかるのですか。

(事務局) ケアホームの要望はありますが，直接市がやることは難しいです。できるだけやっていただいて，利用した分については国県市が支払うということです。場所の提供ができるのであればということで，検討課題として，市営住宅について考えています。今，市営住宅は一杯ですが，市営住宅が空いたときに使っていただくような方向は将来的にあるのか...法改正があったようです。

(委員) この内容を読んだら，芦屋市はこれだけのことを用意していると思う。将来的展望ということで。一般市民の方は，ケアホームができると思ってしまう。

(会長) 注意書きが，ケアホームについてはいるかもしれません。

(事務局) 市内にというところまでいけるかどうか...。広域にということでもあります。精神は市内になく，全て市外です。

(会長) どこまでが芦屋市独自でどこまでが広域か，なかなか見えにくい。表記が難しい。

(事務局) 介護保険の場合は、市としての基盤整備はこうですと出しているが、そこまで、この制度は定着していません。市が直接できるという分野は狭いから、誘致的なものというか...市が提供してというのも、なくなってきています。

(会長) ご指摘のようなところ少し表記を分かりやすくしていただいて、この線をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。その他は特にありませんか。

(事務局) 今日いただいたご意見は、全て表記とか表現についてだったと受け止めさせていただきたい。これを受けて修正させていただくということで、内容的に変えることはなかったと思います。いただいた意見を表記ということで事務局にお任せいただけますか。

(会長) それで、よろしくお願いします。
長時間にわたりまして熱心なご審議いただきありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。